

文部科学省における政策評価について

令和4年8月
大臣官房政策課

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、国の行政機関は、毎年度、政策評価を実施し、作成した評価書を総務大臣へ送付するとともに、公表することとされている。

1. 施策の事後評価（令和3年度までの実績）

- 文部科学省の施策目標のうち、平成29年度から令和3年度までの実績（5年間）を踏まえて7施策について必要性、有効性、効率性の観点から事後評価を実施。
- 事前に設定した測定指標について、平成29年度から令和3年度までの5年間の達成状況等を踏まえて5段階で判定（目標超過達成／目標達成／相当程度進展あり／進展が大きい／目標に向かっていない）。政策評価に関する有識者会議に諮り、4施策が「目標達成」（5段階中2番目）、3施策が「相当程度進展あり」（5段階中3番目）の評価。

【事後評価対象施策一覧・評価結果】

- ・ 施策目標7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成（目標達成）
- ・ 施策目標8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化（相当程度進展あり）
- ・ 施策目標8-2 基礎研究・学術研究の振興（目標達成）
- ・ 施策目標8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進（相当程度進展あり）
- ・ 施策目標8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現（目標達成）
- ・ 施策目標9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化（目標達成）
- ・ 施策目標11-3 国際競争力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備（相当程度進展あり）

2. 事前評価（令和5年度からの取組）

（1）新規・拡充の研究開発事業に関する事前評価

- 令和5年度概算要求で新規要求等を予定している研究開発事業のうち、総額10億円以上を要することが見込まれる2事業について事前評価。
- 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に諮り、2事業とも必要性、有効性、効率性等が認められた。

- ・ 再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム
- ・ 先端国際共同研究推進事業

(2) 租税特別措置等に関する事前評価

- 法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置等 1 件について事前評価。
- 政策評価に関する有識者会議委員に諮り、必要性、有効性、相当性等が認められた。

・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充